

「国連10年」とこの10年

プール学院大学 教授 中島 智子

「人権教育のための国連10年」が終了した。この10年を振り返ってみると、人権に対する人びとの意識やそれに応えるさまざまな施策が格段に進展したものの、人権を取りまく状況の変化はそれを上回る、まさに激動の10年だったといわざるをえない。

1995年から2004年までの10年。それは日本では阪神淡路大震災から始まった。続く地下鉄サリン事件とともに、私たちの日常が言いようのない不安定さの上に成り立ち、誰もがいつどのような被災や被害に遭うかわからないという不安感が蔓延した。人びとの暮らしの土台と人間や社会への信頼が根こそぎ奪われたのである。

そして、その後もなお、もうこれ以上の想像を 絶する事件はないと思われるような悲惨な事件が 相次いだ。ここに列記するのもためらわれるよう な数々の殺人事件や拉致監禁事件。「14歳」や 「17歳」がもはやインパクトを持たなくなるほど の低年齢化。また、子どもや高齢者への虐待、中 高年の自殺、個人情報の流出や無差別に襲ってく るカード犯罪や電話による詐欺事件などが日常茶 飯事のように報道される今日では、私たちは誰し もが被害者になりうる社会を生きているという実 感が強まっている。

こうした被害者への共感の拡がりは、被害者支援や救済のための法や施策となって結実しつつある。これもまた、この10年の成果といえよう。そう、この10年間で確実に人びとの人権意識は高まっている。

しかし、それが「国連10年」の成果かといえば



即答はできない。未曾有の悲惨なこの10年において、「国連10年」は確かに時機を得たはずだった。だが、「はず」と言わねばならないのは、先験的で普遍的に見えた「10年」を、現実ははるかに凌駕し追い越していったかのように思えるからである。人びとの人権意識の高まりは、「人権文化」が隅々にまで行き渡るような社会の構築によってではなく、社会と未来への不信によってもたらされている。

もう一点指摘しなければならないのは、被害者への共感や支援の拡がりが、「日本人」の間においてと、遠くの外国に対してしか適用されない現実である。植民地支配や過去の戦争による被害への救済や日本に住む外国人や難民に対する人権侵害に対しては、大きな変化や前進が認められない。つまるところ、「日本人」限定の支援や救済なのである。

とはいえ、人権教育の分野においては、「人権」のとらえ方がこの10年でずいぶん変化したことは確かである。「部落」、「在日」、「障害者」、「女性」と並び称されたように特定の被差別状況を指し示す用語から、より普遍的に、あるいはより身近な「自己実現」や「自分らしく生きること」と等価な用語として使用されるようになり、はるかに間口



は拡がった。教育手法も参加体験型が浸透して、 知識や価値観の注入ではなく、「私の実感」が重視 されるようになった。もちろん、各自治体で作成 された行動計画を見ればわかるように、「重要課題」 や「個別の人権課題」が特筆されているが、一人 ひとりの人権という枠組みと個別課題との接合は まだ不自然でしっくりこない感は否めない。

今日では人権リストへの書き込みは益々増え続けるばかりで、リストの際限ない増殖は「すべての人」にとっての人権問題という認識への到達が予想されているようだが、実際には各項目間の綱引きや駆け引きによって強弱がつけられている。

最後に指摘しておきたいのは、「教育」のとらえ 方に潜む問題である。上記したように、人権侵害 の事例が相次ぐと人権課題のリストが増えるよう に、社会問題が発生すると子どもへの教育課題の リストが増えている。 次世代の教育に予防的役割を望む意識は、子どもを白紙ととらえる見方を前提としている。あるいはたやすく矯正できると考えている。いや、実際のところはできるかどうかは問題にされていない。できなければならないと考えられ、疑われることはない。できなければ非難されるだけである。教育に対するこのようにナイーブな意識がはびこる中で、「10年」が提唱した人権教育の理念は苦戦してきたのではなかっただろうか。

あまりに悲観的に書きすぎたかもしれない。しかし、あらゆる人びとにとって生涯に亘って行われるとされる人権教育の成果は、まだ検証するには早すぎるのかもしれない。たぶんまだ始まったばかりなのかもしれない。

